

秋田地方裁判所委員会第3回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成16年6月29日（火）午後3時00分～午後5時10分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室，3階4号法廷

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

虻川高範，今泉秀和，鎌田恵子，菅美千世，高橋真，中村雄一，平谷正弘，
前川重明，見上裕子，横山智也，米澤實

（説明者）

今泉委員（秋田地裁民事部総括裁判官），稲舟秋田地裁民事訟廷管理官
（庶務）

籠谷事務局長，近藤事務局次長，今野総務課長，鈴木総務課課長補佐，古関
庶務係長

4 議事（5階大会議室）

- (1) 開会宣言（総務課長）
- (2) 模擬弁論についての説明（委員長）

5 模擬裁判傍聴（3階4号法廷）

- (1) 民事模擬弁論（貸金請求事件・公示送達事案）
- (2) 民事模擬弁論（立替金請求事件・和解終局事案）

※模擬弁論終了後，ラウンド法廷の見学及び設備等に関する説明を実施

6 委員会再開（5階大会議室）

民事事件に関する意見交換

（冒頭に，民事事件を担当している今泉委員が，模擬弁論の状況を引用しながら民事訴訟の手續等に関して説明し，民事の各種事件及び当裁判所管内の統計数値に関する説明を行った。以下，□が委員長，■が委員，○が説明者側の発言）

■ 裁判官というのは，昔の裁判のイメージでは怖そうな気がしていたが，今日の模擬弁論を拝見して，今はソフトになったという印象がしました。

和解事案の模擬弁論で，和解条項にある「原告は，その余の請求を放棄す

る。」とはどういう意味ですか。

- 例えば、100万円の請求に関して、70万円を支払うという内容の和解が成立した場合、残りの30万円はどうなるのかという点について「その余の請求を放棄する。」という条項を入れることによって、残りの30万円は支払わなくてもよいことを明記しているのです。先ほどの模擬では、元本は全額支払うことになっているので分かりにくかったかもしれませんが、本来は元本を一括で支払うべきところを、分割払いでの和解をしている関係から、その間に生ずる損害金等は、遅滞しない限りは支払わなくてよいという中身になっています。そこで、念のため、条項で定めてある以外の請求は放棄するということを明示するために「その余の請求を放棄する。」という条項を入れています。
- 確かに「その余」という表現は一般的ではないし、分かりにくい言葉かもしれません。
- 本日の和解では、毎月3万円の支払いに落ち着きましたが、実際に裁判において、支払金額を決める場合には、例えば、被告の給与の明細等の資料を見たりして決めているのでしょうか。
- 明確な基準というものはありませんが、被告の収入や、月にいくらなら支払えるのかという点を聞いた上で、和解を進めていきます。今日の模擬では、比較的早く話し合いが決まりましたが、実際には、そんなにうまくいくことはなくて、もっと時間が掛かったり、場合によっては期日を延ばすなどして進めていく場合も多くなっています。
- 判決の場合ですと、どちらかに不満が残りますので、和解ができるのが一番いいんだと思います。しかし、なかなか難しいのも現実です。和解は両者の対立に折り合いを付けることですから、正に裁判官の腕の見せ所なのだと思います。
- (いわゆる多重債務に関して、) 民事調停の申立てをしている当事者の方の中にも、債務額が多くて、3年程度の間には支払いを終えることができるのは到底難しく、調停が成立する可能性が低いような場合、調停はどこまで進めるのでしょうか。破産を勧めることもあるのでしょうか。
- そのような場合もあると思いますが、調停の手続を進めている段階では、債権者の方に協力してもらったりして話し合いを進めているのだと思います。

ご承知のとおり特定調停という制度があり、その申立件数は年々伸びておりま

して、これに伴って、調停の成立件数も伸びております。

○ 統計数値から見てみますと、平成15年度の調停事件の既済事由の中では「調停に代わる決定」というのが全体の65パーセント程度を占めております。この「調停に代わる決定」というのは、当事者間に合意は形成されていないが、裁判所が決定という形で判断を示せば当事者が納得することが期待されるような場合に行われる決定のことをいいます。このように当事者の意向をふまえた上での決定によって事件が終わっている件数もとても多くなっています。また、特定調停によって成立した事案が執行手続にまで行くことは少ないと感じています。

■ これは推測なのですが、例えば今回の模擬の事案のように、債権者側は、最低でも月5万円払ってもらわないと困ると言っているのに対し、債務者側は、月3万円じゃないと払えない、と言っている事案について、裁判所が「月4万円を支払え。」という調停に代わる決定をするということはあまりないんだと思います。私が見ている中では、債権者が調停に出頭せず、あえて反対しないという事案の場合に、調停に代わる決定という結論になったというのが多いと思います。

もう一つの事例としては、調停委員会が、債権者側に対して、取引の内容を開示するように命じたとしても、債権者によってはこれを開示しないため、本来は過払いの請求ができる事案かもしれないのに、取引内容が明らかにならないために、「これ以上の債務は存在しない。」という消極的な内容での調停に代わる決定をしているという例が多いのだと思っています。

また、特定調停事件の件数が伸びていることに関しては、この統計は債務者数によっているのではなくて、相手方となっている債権者の数によって取られている件数なので、実体とは異なるのだと思っています。もう少し、詳しく調べた上で、債務者の経済的な更生に着眼点を置いてみてもらいたいと思います。今日の模擬でも、裁判官に「月3万円ではどうか。」と言われて、被告は「頑張ってみたいと思う。」と述べて和解が成立しましたが、後で、家に帰って、奥さんと相談をしてみて、「やはりこの金額では難しい。」と気づくこともあると思います。そういう意味では、債務者側の給与の明細を見ながら話し合いを進めるとか、あるいは債権者によっては内部決裁の関係で無理という場合もあるでしょうが、いろいろな面で調整しながらやっていく必要があるのだと思います。生活センター等、行政的な解決との調整も含めて今後の課題になるのではないかと思います。

■ 特定調停の件数というのは、債務者数によるのではなく、相手方の債権者が10社あれば10件と数えられているのですね。

□ そうです。

■ 訴状の中には「貼用印紙額」や「予納郵券」という記載があるのですが、これらはどういうものですか。裁判費用になるのでしょうか。

○ 「貼用印紙」というのは、裁判を提起するにあたっての手数料であり、これは訴訟物の価額に応じて収入印紙を訴状に貼って納めてもらうことになります。

「予納郵券」というのは、訴状や判決等を当事者の方々に送付するための郵便切手のことで、一定額をあらかじめ納付してもらいますが、使用するのは実費分で、残額が生ずれば、訴訟終了後にお返ししています。

○ 訴訟物の価額というのは、原告が求める訴えの利益のことで、今回の立替金訴訟の事例によると、原告が被告に対して求めているのは115万5000円の支払ですので、その金額が訴訟物の価額となるわけです。

貼用印紙額というのは、その訴訟物の価額に対応する手数料のことで、これはこの額を算出する計算式が法律に定められており、訴訟物の価額が大きくなればなるほど印紙額も増えるといった形になっています。今回の場合の115万5000円に対応する印紙額というのは1万1000円となっていますので、この分の収入印紙を訴状に貼っていただき、それが裁判所に対する手数料ということになります。

予納郵券というのは、先程説明したとおり郵便切手により納めていただくことになっており、訴訟終了後に残額が残っていればお返ししますし、途中で不足すれば追加で納付していただくこともあります。ちなみに、ここでは郵便切手と説明いたしましたが、秋田地方裁判所本庁においては、平成14年9月から民事裁判事務処理システムが導入されまして、切手の代わりに現金で予納していただくことになっています。したがって、予納額が残った場合、これまでは郵便切手でお返ししていたものは、現在、民事裁判処理システムでは現金でお返しできるようになっています。

■ 判決によると、「訴訟費用は、被告の負担とする。」という記載がありますが、印紙額がこれに含まれるのかどうか、また、原告の弁護士さんに対する費用というのも、訴訟費用となって被告の負担ということになるのでしょうか。

○ 印紙額は訴訟費用に入りまして、敗訴者の負担となります。

弁護士さんの費用に関して、裁判をするにあたっては、必ずしも弁護士さんを頼まなければならないという制度にはなっていません。そのため、弁護士さんを頼んだ場合の費用というのは、現行法上は訴訟費用に含まれず、頼んだ方の自己負担ということになっています。

○ 参考まで述べますが、訴訟費用について支払ってもらうためには、判決のほかに別の手続が必要となります。つまり、判決では訴訟費用の負担者を定めますが、その金額までは明らかとなっていません。そのため、訴訟費用を敗訴者から徴収するためには、裁判所書記官に対して「訴訟費用確定処分の申立て」をすることによってその額を明らかにする必要があります。申立てを受けた裁判所書記官は、その事件の訴訟費用がいくらになるのか計算書を作成し、その額を定めます。これを「確定処分」といいますが、確定処分が確定することによって訴訟費用の金額が明らかになり、敗訴者に請求できることとなります。これを敗訴者が支払わない場合には、訴訟費用に関しても「確定処分」に基づいて敗訴者の財産に対して強制執行をすることができます。

□ 原則的に弁護士費用は、訴訟費用に含まれないということでしたが、例えば、損害賠償請求事件などの、弁護士を依頼しなければ訴訟をなし得ないような事件に関しては、弁護士費用もあらかじめ損害額の一部として訴状にも請求額が記載されて、判決においても認容額の中に弁護士費用の請求を認めている場合もあることを付け加えておきます。

■ 弁護士費用を敗訴者の負担とする制度については、議論されているところであり、今国会においては、条件付きで認めるという案が上程されていたと思いますが、まだ、成立には至らなかったように記憶しています。法案では、確か、両当事者が弁護士費用を敗訴者の負担とするという内容の裁判上の合意がなされた場合には、そのように扱うといったものだったと記憶しています。

■ 和解調書の中には、「訴訟費用は、各自の負担とする。」という条項がありますが、和解の場合は、話し合いが付いたということでこのようになっているのでしょうか。

○ そうです。判決の場合には、訴訟費用は敗訴者の負担となりますが、和解の場合には、互いに譲歩するのが和解ですので、例えば、原告が訴状に貼付した印紙

の額は、これを支出した原告の負担として、被告には請求しないという趣旨で、ほとんどの場合に「各自の負担とする。」という和解条項を入れてあります。

■ 立替金請求事件では、被告にとっては車も引き上げられたうえに残債務も残っているという気の毒な事案でしたが、結果的には、被告の希望がある程度入れられて和解という形で終わりました。逆に貸金請求事件については、原告は、被告が欠席でも裁判をやってほしい、という強い気持ちで臨んでおり、そのような場合には、判決という形で訴訟費用についても敗訴者の負担となるということで、これまで、裁判をしても費用ばかり掛かかるとはならないかということで敬遠する向きもありましたが、今日の模擬弁論を見て、裁判を起こす意味が分かったような気がします。

○ 民事裁判について、今日は、堅い言い回しや分かりにくい表現等があるというような貴重なご意見を伺いました。今後も、できる限り分かりやすい手続に心がけていきたいと思えます。

裁判所としては、日常的に起こりうる事件についてきちんと対処していくことはもちろんのこと、新しく起こってきた事件についても対応できなければならないですし、また、複雑で専門化している事件についても適正に対処していかなければなりません。そこで、いわゆる「医療訴訟」事件については、医師の鑑定がどうしても必要であり、時間が掛かってしまう傾向があります。そのため、当裁判所では鑑定人のネットワークというものを立ち上げております。これは、鑑定人として相応しい医師を、地域の医療機関を通じて推薦していただくということを試みているものです。このようにできるだけ早く、適正な裁判が行えるように工夫をしていきたいと考えているところです。

■ 医療訴訟というのは、なかなか一般の方が起こすことは難しいと考えています。身近なところでも、医療訴訟を起こしたいと考えている方はいるのですが、納得がいくような方向に行くのかどうかという不安があり、踏ん切りが付かない方は大勢いるのだと思います。

■ 日本においては、刑事と民事の手続はまったく別個ということになっておりますが、諸外国では手続が一緒になっているというところもあります。そこで、実際に刑事の手続内で、民事の解決も図ってくれるというような要望というのは、裁判所には届いていないのでしょうか。

□ 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続関連の法律の改正の際に、刑事裁判中に、被告人と被害者等の間において、民事上の争いについての合意が成立した場合には和解調書を作成することができるという制度が設けられて、実際にも利用されています。

■ 模擬裁判の際に、「廷吏」という表現ではなく「事務官」という表現になっていることの説明を受け、確かに「廷吏」という言葉は古めかしいと思われるのですが、このことによって何か権限が変わったということはあるのでしょうか。

○ 「廷吏」という職種については、従前から「事務官（廷吏）」というのが正式な職名であったので、これが「事務官」だけになったからといって権限が変わったということはありません。

ただし、かつての「廷吏」は、法廷内の交通整理というか、秩序維持に専念していたというところがありましたが、現在は、それだけではなく、事務室内でも裁判事務として、書類の受付、整理、発送等の様々な仕事を行っているので、法廷だけに張り付いているということはなくなり、それに伴って「（廷吏）」という補職も外れるようになっていきます。

□ 次回のテーマ及び開催日に関して、何か御意見はありませんか。

（特に意見なし。）

□ 次回について、裁判所としては裁判員制度を国民の皆さんにご理解いただくための方策等について取り上げることを検討しておりますが、正式には、皆様の御意見も伺いながら決めていきたいと思っております。

次回の開催日についてですが、これも11月頃を目途として、御都合を伺いながら決めていきたいと思っております。

以 上